

# 届出等の注意点

## 問い合わせフォームについて

福井県 健康福祉部 長寿福祉課

# 電子申請・届出システムについて

## ●令和8年度から電子申請届出システムの利用原則化

- ①介護保険法に基づく各届出 …指定(許可)申請、更新申請、変更届、休止(廃止)届、再開届
- ②他基準等に基づく届出 …介護給付費算定に係る届出、協力医療機関に関する届出
- ③他法制度に基づく届出 …老人福祉法に係る届出 など

### (1) 申請届出メニューについて

\*の届出は、記入した規定様式をアップロード

[電子申請・届出システム | ログイン](#)

[電子申請・届出システム | ヘルプ画面](#)

●操作マニュアル(介護事業所向け)詳細版  
[manual shinsei 2 30.pdf](#)

●介護事業所向け操作ガイド  
[operation guide 2 20.pdf](#)

[介護事業所・施設向け電子申請届出システムの操作説明 - YouTube](#)

●介護事業所向け Q&A  
[shinsei q a.pdf](#)

電子申請届出システム利用準備の手引き  
Ver.3

電子申請届出システム介護事業所向け  
リーフレット

\*配布資料参照

## 届出等の注意点①

### ●電子申請届出システム以外の届出・申請は、**原則認められません**

次に掲げる申請、申出又は届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出しなければならない。

### ●やむを得ない事情により、電子申請届出システムによる届出を行うことができない場合のみ、届出の度に、次を厳守してください

- ①指定メールアドレスへ提出 [hokaisei@pref.fukui.lg.jp](mailto:hokaisei@pref.fukui.lg.jp)
- ②『やむを得ない事情』および『電子申請届出システム利用開始予定』を明示
- ③申請者による取下げができないため、修正を要しない書類一式を添付する

\*ただし、『福井県介護サービス情報の公表実施要綱』の対象事業所は、原則電子申請届出システムにて届出

### ●各届出の期日…介護保険法に規定されている届出等

#### [申請・届出等の様式\(介護保険・老人福祉\) | 福井県ホームページ](#)

令和6年4月～ 介護保険法施行規則改正  
\*様式変更  
やむを得ない事情の場合に注意

令和8年4月～ 老人福祉法施行細則改正  
\*様式変更

**指定(許可)期間…6年間 \*6年未満での更新を拒むものではない  
\*事務負担軽減のため、同一事業所において、他サービスと同時に更新申請する場合、6年未満での更新可**

名称	届出期日等
指定(許可)申請書	指定希望月の前々月初日
指定(許可)更新申請書	更新希望月の前々月初日
指定特定施設入居者生活介護 指定変更申請書	変更希望月の前々月初日
指定を不要とする旨の届出書	—
変更届出書	変更のあった日から10日以内
再開届出書	再開した日から10日以内 ※要事前相談
廃止・休止届出書	廃止・休止の1月前
指定辞退届出書	辞退の日の1月前
介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	—
介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書	—
介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書	—

## 届出等の注意点② ・ 問い合わせフォーム

### ●各届出の期日…費用の額の算定に関する基準

#### ■新規算定する場合、算定区分の単位数が増える場合等

(ア) 訪問介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与

- ・毎月15日以前の提出…**翌月**
- ・毎月16日以降の提出…**翌々月**

(イ) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- ・届出が受理された月の**翌月**から（届出受理が月の**初日の場合は当該月**）

#### ■算定要件を満たさなくなった場合、人員欠如等減算の場合等

加算が算定されない状況が生じた場合、**上記に関わりなく、速やかに提出**してください。

#### ■訪問看護ステーション（緊急時訪問看護加算のみ）

届出を**受理した日**から

### ●各届出の期日…協力医療機関に関する届出

#### ② 協力医療機関との連携に係る届け出（第2項）

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙1によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ること。同条第1項の規定の経過措置期間において、同条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。

- ・年1回以上協力医療機関と急変等における対応を確認し、県へ届出
- ・契約内容に変更が生じた場合、速やかに届出

### ●各届出の様式、添付書類

介護給付費算定に係る届 令和8年6月～様式変更

### ●問い合わせフォーム

[介護保険サービス等に関する問い合わせについて | 福井県ホームページ](#)

- ・お問い合わせの前に、**関係法令や各種通知等を十分にご確認ください。**
- ・フォーム送信後、受付完了メールが届きます。メールが届かない場合は下記の点をご確認ください。  
（入力されたメールアドレスに誤りがないか、迷惑メールに振り分けられていないか 等）

# お知らせ

配布資料より

## 生活保護法指定介護機関に関する届出について

※福井市以外に所在する事業所の手続きとなります。

	現行	令和8年4月1日より
指定 (平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けている場合)	福井県地域福祉課に指定申請書、誓約書の提出が必要です。	福井県地域福祉課に指定申請書、誓約書の提出が必要です。
指定 (平成26年7月1日から介護保険法の指定を受けている場合)	生活保護法の指定は、みなし指定とされます。	生活保護法の指定は、みなし指定とされます。
名称等の変更・廃止・休止・再開・処分	福井県地域福祉課に生活保護法の届出の提出が必要です。	<u>介護保険法の届出と同一の事由に基づく生活保護法の届出があったとみなされます。</u>
生活保護法の指定のみ辞退	福井県地域福祉課に辞退届の提出が必要です。	福井県地域福祉課に辞退届の提出が必要です。

担当：福井県健康福祉部地域福祉課 保護・恩給グループ  
電話番号：0776-20-0327  
メールアドレス：chifuku@pref.fukui.lg.jp

[生活保護法による介護機関の指定について](#) | [福井県ホームページ](#)